

# 産業歯科保健研修セミナーのご案内と

## 参加申込書

「群馬県産業歯科健診協力医」指定研修会開催のご案内です。群馬県歯科保健大会と並ぶ研修会です。今回は、群馬県産業歯科健診協力医のレベルアップのための研修会で、特に「歯の酸蝕症」への名称の変更、診査基準の整理がなされたことの周知徹底を図ります。そして、歯の酸蝕症を診査した後に、職場の巡視の方法、作業現場の見方（防護用品の使用、局所換気、全体換気）、労働条件等の健康管理の実際を研修します。さらに、成人歯科保健として重要な歯周疾患健診としての CPI 検査の周知徹底とその活用を合わせて研修することを目的とし、下記のように開催致します。多数の先生方のご参加をお願い申し上げます。なお、今回もご参加いただいた先生方は、歯科保健大会の参加者と同様に群馬県産業歯科健診協力医名簿に参加登録致します。

### 記

- 1、日時 平成15年3月13日（木）  
午後7時～9時
- 2、会場 群馬県歯科医師会館 4F 会議室
- 3、参加者 群馬県歯科医師会会員
- 4、演題 『事業所における歯科健康管理の実際  
—特に歯の酸蝕症の診査方法と事後措置、CPI 検査と事後措置—』
- 5、講師 日本歯科大学 衛生学講座 助教授 福田雅臣 先生

公衆衛生委員会・医療管理委員会

### ～ 参加申込書 ～

氏 名 \_\_\_\_\_

所属郡市区歯科医師会 \_\_\_\_\_

提出先：群馬県歯科医師会事務局

FAX : 027-253-6407

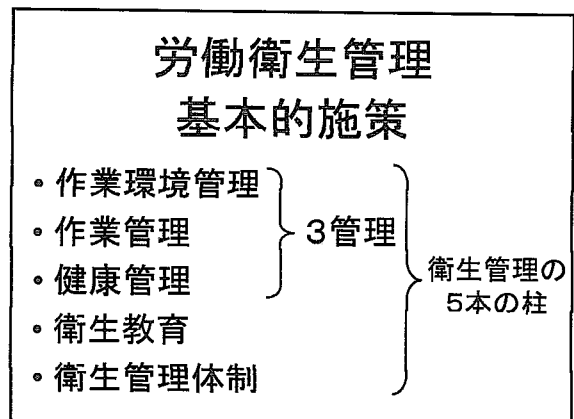
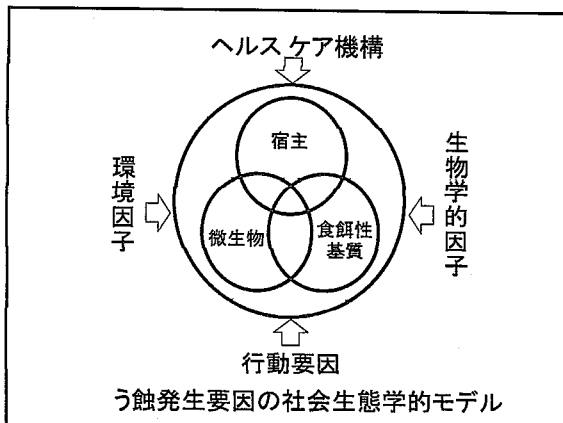
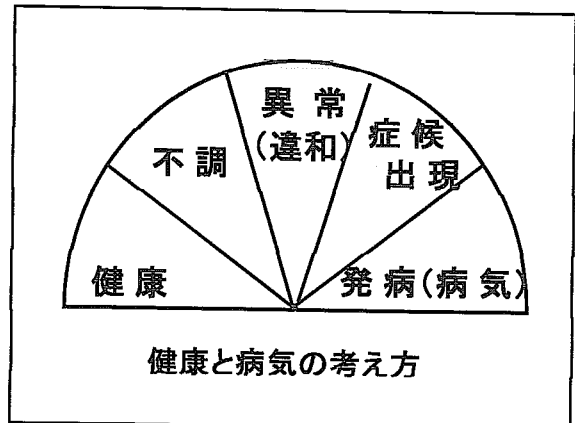
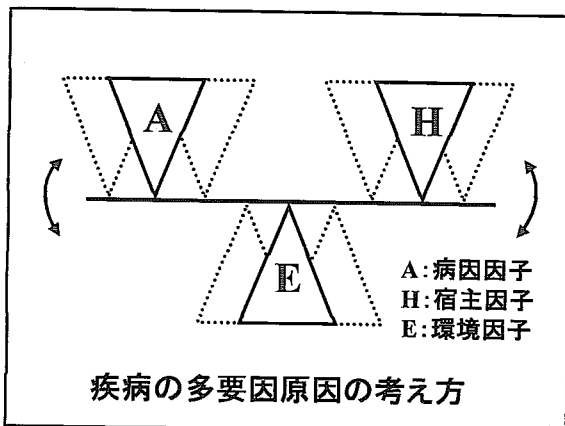
締め切り日：平成15年2月22日

群馬県歯科医師会産業歯科研修会  
平成 15 年 3 月 13 日(木) 群馬県歯科医師会館

## 事業所における歯科健康管理の実践

— 歯の酸蝕症の診査方法と事後措置, C P I 検査と事後措置 —

日本歯科大学 福 田 雅 臣



- 作業環境管理：作業環境から有害要因を取り除き、快適な作業環境を作り維持するために行われる対策
- 作業管理：作業の方法、手順などを点検し、作業環境の悪化を防ぐとともに労働者が快適に作業できるようにする対策
- 健康管理：健康診断を行い、健康障害の発生を防止したり、悪化させないようにするとともに、さらに健康を保持増進させるために、快適な作業条件、作業環境を作ることや日常生活の生活指導までを含めて快適な生活を作るために行われる対策

- ### 衛生管理の5本の柱
- 作業環境管理
  - 作業管理
  - 健康管理
  - 衛生教育：健康を保持増進するための知識を与え、それを日常の作業や生活の中で実践するように労働者を動機づけるために行われる教育
  - 衛生管理体制：3管理を円滑かつ効果的に実践するためのシステム

## 法的根拠：労働安全衛生法

目的：労働災害防止のための  
危害防止基準の確立

- ・ 責任体制の明確化
- ・ 自主的活動の推進措置

## 労働衛生管理体制

### 労働衛生管理体制について

～使用する労働者が常時50人以上の事業場～

- ・ 総括安全衛生管理者(安衛法第10条)
  - 選任が必要な事業場の規模
    - ・ 100人以上：林業、鉱業、産鉄業、運送業及び清掃業
    - ・ 300人以上：製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業
    - ・ 1,000人以上：その他の業種
- ・ 安全管理者(安衛法第11条)
- ・ 衛生管理者(安衛法第12条)
- ・ 産業医(安衛法第13条)

### 労働衛生管理体制について

～労働者10人以上50人未満の  
労働者を使用する事業場～

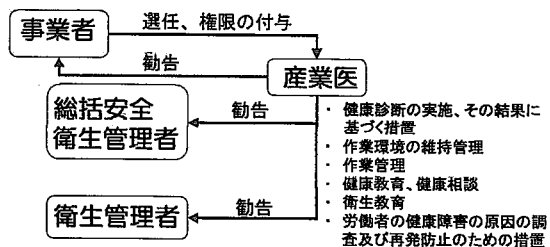
- ・ 安全衛生推進者
  - 選任すべき業種
    - ・ 林業、鉱業、産鉄業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業
- ・ 衛生推進者
  - 安全衛生推進者を選任すべき業種以外の業種

### 労働衛生管理体制について

～産業医の選任基準基準～

- ・ 選任義務
  - 常時50人以上の労働者を使用する事業場
- ・ 専属の者の選任義務
  - 常時1000人以上の労働者を使用する事業場
  - 有害業務に常時500人以上の労働者を従事させる事業場
  - 常時3,000人を越える労働者を使用する事業者は二人以上の産業医を選任する。

### 産業医の職務



## 事業所で実施されている健康診断

### 1. 一般労働者への健康診断

- i 雇入れ時の健康診断
- ii 定期健康診断
- iii 海外派遣労働者の健康診断
- iv 結核健康診断
- v 給食従事者の検便
- vi 有害業務従事者の特殊健康診断

## 一般健康診断項目

- 1 既往歴及び業務歴の調査
- 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 3 身長、体重、視力及び聴力の検査
- 4 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- 5 血圧の測定
- 6 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
- 7 貧血検査(血色素量、赤血球数)
- 8 肝機能検査(GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP)
- 9 血中脂質検査(総コレステロール、HDLコレステロール、トリグリセライド)
- 10 血糖検査(ヘモグロビンA1cでも可)
- 11 心電図検査

## 特殊健康診断

健康に有害な業務に従事する労働者を対象にして、業務に起因する疾病から労働者を保護するために行われる健康診断である。これには法令によるものと行政指導によるものがある。

## 法令による特殊健康診断

1. じん肺健康診断(じん肺法)
2. 労働安全衛生法66条第2および3項で定める有害業務従事者に対する特殊健康診断
  - 1) 高気圧作業健康診断
  - 2) 電離放射線健康診断
  - 3) 特定化学物質健康診断
  - 4) 鉛健康診断
  - 5) 四アルキル鉛健康診断
  - 6) 有機溶剤健康診断
  - 7) 歯科特殊健康診断

## 労働安全衛生法施行令 第22条第3項の業務

- 塩酸
- 硝酸
- 硫酸
- 亜硫酸
- 弗化水素
- 黄りん
- その他歯またはその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務

雇入時、配置替え時、定期(6ヶ月毎)の歯科医師による健康診断が必要

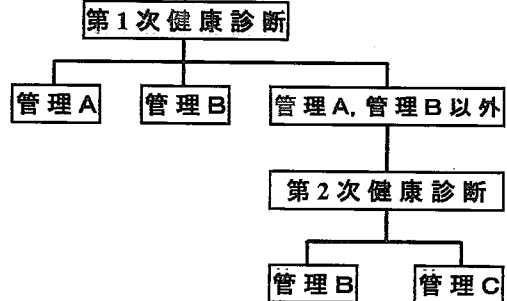
## 産業歯科医の職務

- 労働安全衛生規則第14条第5項

事業者は、令第22条第3項の業務に常時50人以上の労働者を従事させる事業場については、第1項各号に掲げる事項のうち当該労働者の歯又はその支持組織に関する事項について、適時、歯科医師の意見を聴くようにしなければならない。

# 特殊健康診断の概要

## 特殊健康診断後の管理区分



## 特殊健康診断後の健康管理区分

管理 A	第1次健康診断のすべての項目に異常が認められない者
管理 B	1 第1次健康診断のある項目に異常は認めるが、医師が第2次健康診断を必要としないと判定した者
	2 第2次健康診断の結果、管理Cに該当しない者
管理 C	第2次健康診断の結果、治療を要するとめられた者

## 特殊健康診断後の事後措置表

	当該業務への就業制限	事後検査	医学的治療
管理 A	不要	不要	不要
管理 B	医師の意見により制限	医師が必要を認める検査を医師が指定した期間ごとに行う	不要
管理 C	医師の意見により制限	—	必要

## 職場における健康診断の事後措置

医学的措置	① 健康管理区分の決定
	② 要治療者の措置
	③ 有所見者の措置
環境管理的措置	① 作業環境の検討
	② 防護具の整備と適正使用
事務的措置	① 健診個人票の作成
	② 結果の通知
	③ 報告書の提出
労働衛生学的措置	④ 業務上疾病定手続
	⑤ 資料の整備、保存
	① 業務起因性疾患の確認と予防
	② 問題点の評価

## 歯の酸蝕症とは

細菌(プラーク)が直接的に関与することなく酸の化学作用によって歯の腐食ないし実質欠損をきたしたものを歯の酸蝕症という。

職業的には、作業環境中に発生した酸のガス、蒸気、ミストなどが硬組織である歯面に接触することによって歯の脱灰、溶解のおこるものである。歯の酸蝕症は柑橘類や酸性飲料の多食、胃腸障害による胃液の逆流などによっても起こる。

発生職場：酸を使用する職場  
メッキ、バッテリー(蓄電池)、  
肥料、染料、化学繊維、  
火薬、酸製造、硫黄鉱山

ただし、酸は化学工業における基礎的物質であるので、量の多少はあるものの、きわめて広範囲の職場にわたって取り扱われている。

## 歯の酸蝕症の特徴

- 左右ほぼ対称に発生
- 前歯部に多発
- 上顎前歯部より下顎前歯部に多発
- 数歯に渡って発生
- 酸を取り扱う業務に従事
- 当該業務経験年数との関連性

## 歯の酸蝕症の診断基準(森本)

- E0 健全
- E± 疑問型、健全ではないが、明らかな病変は認められない
- E1 軽微、エナメル表層が侵されている
- E2 軽度、歯牙の実質欠損は進んでいるが象牙質には達していない
- E3 中等度、実質欠損が象牙質に達している
- E4 重度、本来の歯牙形態を失う程実質欠損が進んでいる

## 歯の酸蝕症の診断基準

- ± : エナメル質の軽度腐食ないし疑問型
- 第1度：欠損がエナメル質内にとどまるもの
- 第2度：欠損が象牙質に達したもの
- 第3度：欠損が歯髄または歯髄近くにまで及んだもの
- 第4度：歯冠部が大きく(およそ2/3以上)欠損したもの  
(E1～E4と略すこともある)

## 口腔診査法

1. 臨床診断法
2. 石膏模型の調整
3. 写真撮影
4. 擦過試験
5. レプリカ法

同一の診査者が経年的に診ていくことが重要である。

## 事後措置

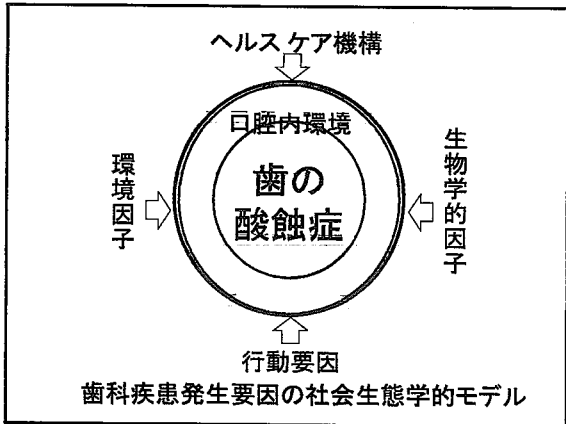
健康管理区分の考え方

E0	健全
E±	疑問型, 健全ではないが, 明らかな病変は認められない
E1	軽微, エナメル表層が侵されている
E2	軽度, 歯牙の実質欠損は進んでいるが象牙質には達していない
E3	中等度, 実質欠損が象牙質に達している
E4	重度, 本来の歯牙形態を失う程実質欠損が進んでいる
E0	: 管理A
E±, E1	: 管理B (6ヶ月以内の再診)
E2	: 管理B (就業制限)
E3, E4	: 管理C

歯の酸蝕症診断基準	
±	: エナメル質の軽度腐食ないし疑問型
E1	: 欠損がエナメル質内にとどまるもの
E2	: 欠損が象牙質に達したもの
E3	: 欠損が歯髄または歯髄近くにまで及んだもの
E4	: 歯冠部が大きく(およそ2/3以上)欠損したもの
±	: 管理
E1	: 管理
E2	: 管理
E3	: 管理
E4	: 管理

歯の酸蝕症が発生してしまったら

歯の酸蝕症の予防対策とは



基本的施策の見直し

- 作業環境管理
- 作業管理
- 健康管理
- 衛生教育
- 衛生管理体制

3管理 } 衛生管理の5本の柱

作業環境管理

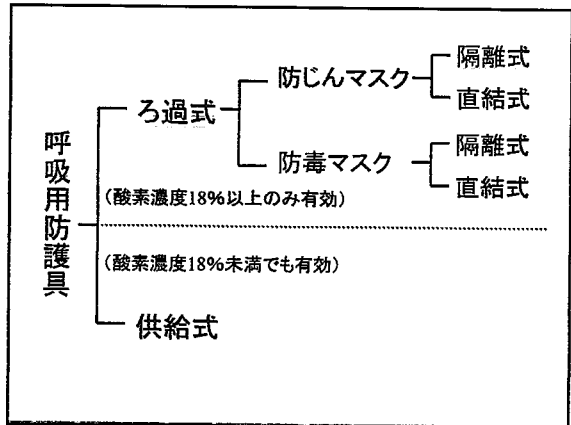
- 使用する酸の管理:
  - 組成, 使用方法, 使用量, 貯蔵法, 廃棄法
- 作業環境測定
- 環境改善: 密閉・隔離, 局所排気装置, 換気, 代替剤, 工程改善
- 点検整備



**作業管理**

口腔内への酸の吸入を防ぐ

防毒マスク  
布マスク  
マウスピース



**健康管理**

酸を中和する：アルカリ剤の含嗽  
                  チューインガム

唾液流出と緩衝能：チューインガム

歯の耐酸性を増す：フッ化物応用  
                          歯面被覆

21世紀における  
国民健康づくり運動

↓

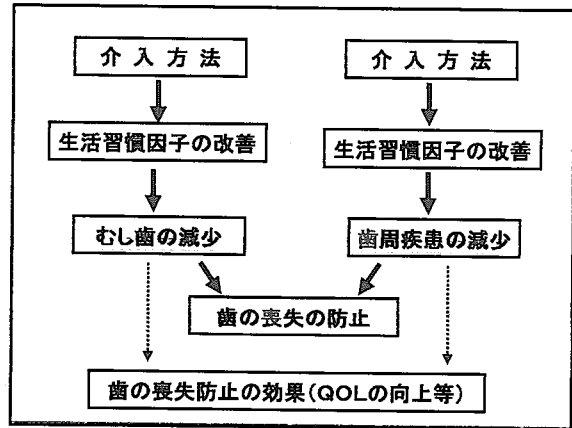
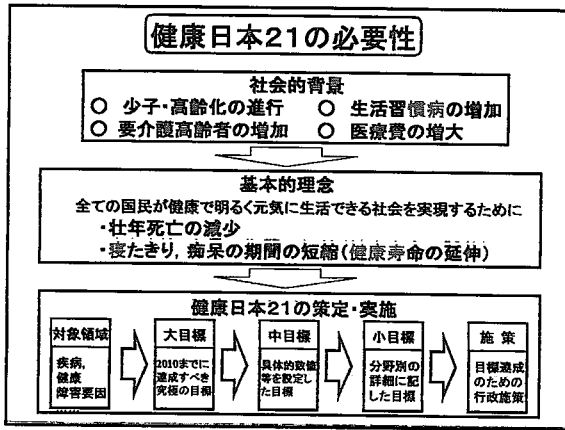
健康日本21

**基本的考え方**

1. 「一次予防」の高度な生活の質の維持
2. 国民の保健水準の指標となる具体的目標を定め、これを達成するための諸施策を体系化した計画

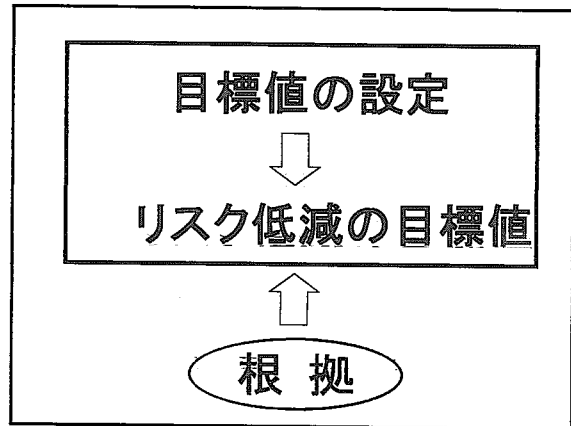
**基本理念**

全ての国民が、健康で明るく元気に生活できる社会を実現するため、壮年死亡の減少、痴呆や寝たきりにならない状態で生活できる期間(健康寿命)の延伸等を目標に、国民の健康づくりを総合的に推進する。



### 健康日本21報告書

<p style="text-align: center;">総論</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. わが国の健康水準</li> <li>2. 健康増進施策の世界的潮流</li> <li>3. 基本戦略</li> <li>4. 目標の設定と評価の基準</li> <li>5. 現状分析</li> <li>6. 人生の各段階の課題</li> <li>7. 環境整備とその実施主体の役割</li> <li>8. 行政機関の役割/地方計画</li> <li>9. 健康情報のシステムの確立</li> </ol>	<p style="text-align: center;">各論</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 栄養・食生活</li> <li>2. 運動・身体活動</li> <li>3. こころの健康・休養</li> <li>4. たばこ</li> <li>5. アルコール</li> <li>6. 歯の健康</li> <li>7. 糖尿病</li> <li>8. 循環器病</li> <li>9. がん</li> </ol>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



# EBHC

Evidence  
Based  
Health  
Care

### 歯の喪失防止の目標

80歳における20歯以上の自分の歯を有する者の割合及び60歳における24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加

目標値：80歳における20歯以上の自分の歯を有する者の割合 20%以上  
60歳における24歯以上の自分の歯を有する者の割合 50%以上

### リスク低減目標

- ・定期的に歯石除去や歯面清掃を受けている者の割合の増加

目標値：定期的に歯石除去や歯面清掃を受けている者の割合 30%以上

- ・定期的に歯科検診を受けている者の割合の増加

目標値：定期的に歯科検診を受けている者の割合30%以上

### 幼児期のう蝕予防の目標

- ・3歳児におけるう蝕のない者の割合の増加

目標値：3歳児におけるう蝕のない者の割合 80%以上

### リスク低減目標

- ・3歳までにフッ化物歯面塗布を受けたことのある者の割合の増加

目標値：・3歳までにフッ化物歯面塗布を受けたことのある者の割合 50%以上

- ・間食として甘味食品・飲料を1日3回以上飲食する習慣を持つ者の割合の減少

### 学齢期のう蝕予防の目標

- ・12歳児における1人平均う蝕数(DMF歯数)の減少

目標値：12歳児における1人平均う蝕数(DMF歯数) 1歯以下

### リスク低減目標

- ・学齢期におけるフッ化物配合歯磨剤使用者の割合の増加

目標値：学齢期におけるフッ化物配合歯磨剤使用者の割合 90%以上

- ・学齢期において過去1年間に個別的歯口清掃指導を受けたことのある者の割合の増加

目標値：過去1年間に個別的歯口清掃指導を受けたことのある者の割合 30%以上

### 成人期の歯周病予防の目標

- ・40、50歳における進行した歯周炎に罹患している者(4mm以上の歯周ポケットを有する者)の割合の減少

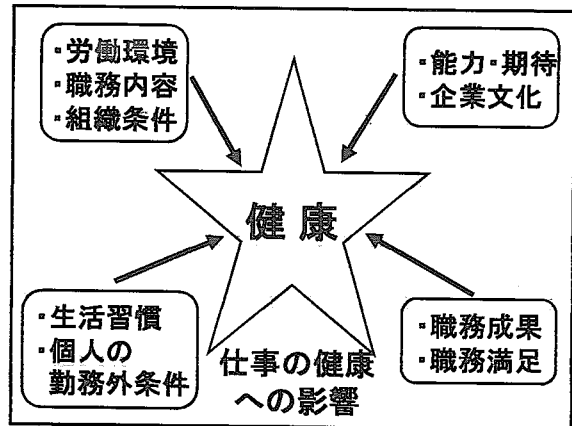
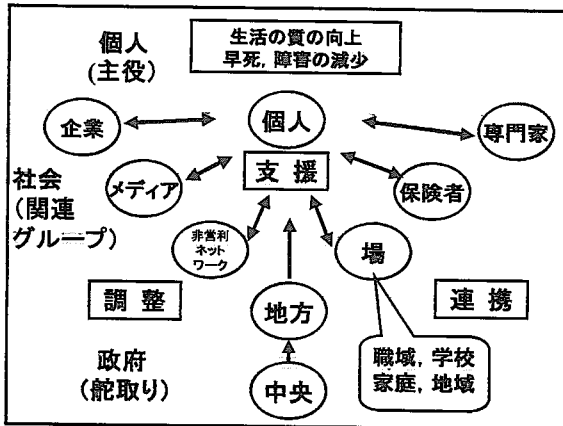
目標値：40、50歳における進行した歯周炎に罹患している者(4mm以上の歯周ポケットを有する者)の割合 3割以上の減少

### リスク低減目標

・40、50歳における歯間部清掃用器具を使用している者の割合の増加  
 目標値: 40、50歳における歯間部清掃用器具を使用している者の割合  
 それぞれ50%以上

・喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及  
 ・禁煙、節煙を希望する者に対する禁煙支援プログラムを全ての市町村で受けられるようにする。

## 事業所でできることは何か？



多くの労働者は20歳前後で就職し、60歳頃に退職する。この間、1日8時間、週5日間企業活動の中で過ごす。

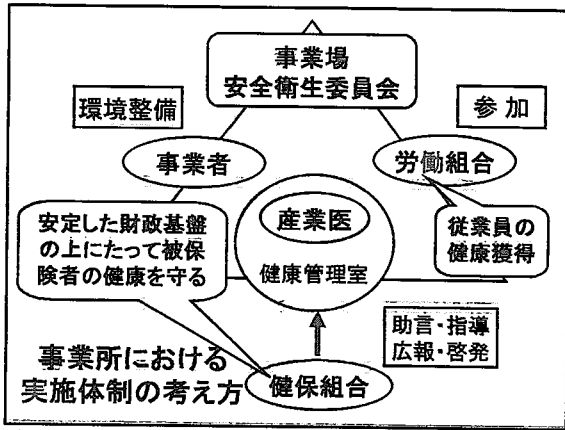


生活習慣病対策を考える上で、職域扱いは考えられない。

作業関連疾患の多くは、健康日本21の対象とする生活習慣病である。



単に労働者の健康づくりとしてだけでなく、作業関連疾患の予防対策として考えることが必要。



・定期的に歯科検診を受けている者の割合の増加  
目標値：定期的に歯科検診を受けている者の割合30%以上

↓

**事業所における歯科検診実施**

**健康増進法**

第1章 総則 1. 目的  
この法律は、わが国における急速な高齢化の進展および疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることをかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とすること。

第2章 基本方針

第7条  
厚生労働大臣は、国民の健康の保持増進の総合的推進を図るための基本的な方針を定めるものとする。

基本方針  
6. 食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他生活習慣に関する正しい知識普及に関する事項

第9条  
厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の健康増進に向けた自主的な努力を促進するため、健康診査の実施及びその結果の通知、健康手帳の交付その他の措置に関し、健康増進推進実施者に対する健康診査の実施等に関する指針を定めるものとする。

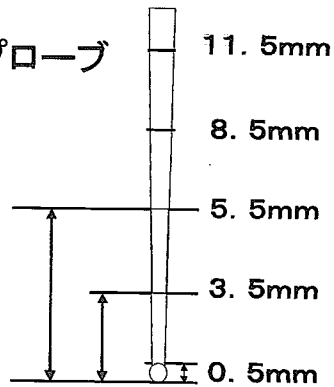
附則 第18条  
労働安全衛生法の一部を次のように改正する。  
第66条……の指針は、健康増進法第9条に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。

## CPIによる 歯周病検診の実際

**C P I**

Community  
Periodontal  
Index

CPIプローブ



**CPI 診査の基本**

出血の有無

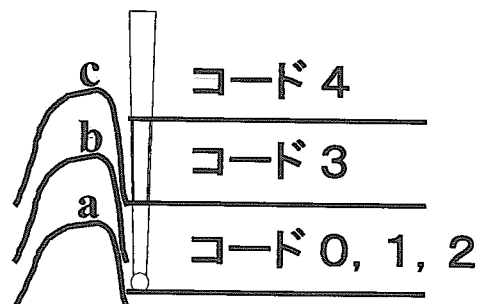
歯石の有無

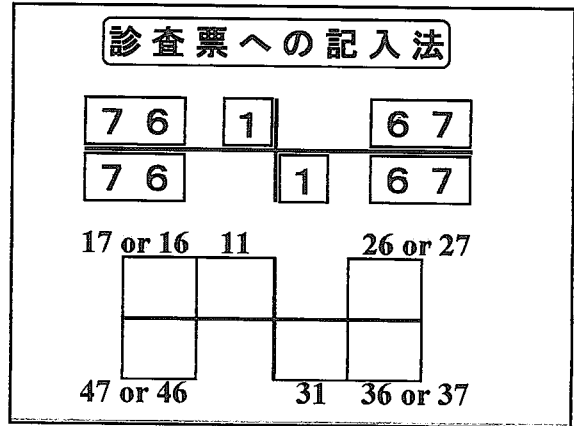
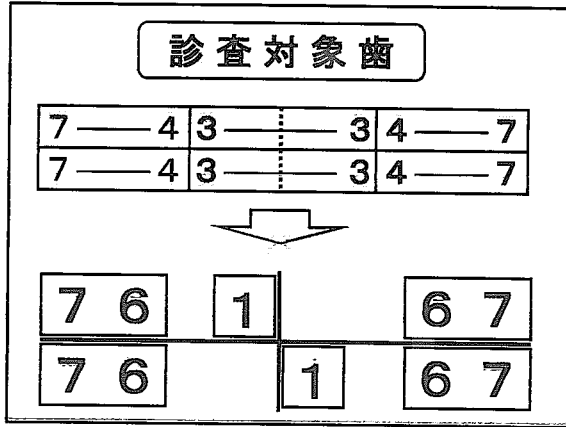
歯周ポケットの有無

**CPI 診査基準**

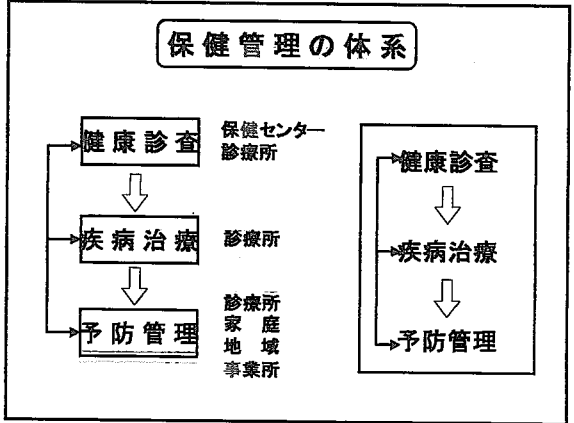
0	歯肉が健全である
1	プロービング後に出血が認められる
2	歯肉縁上または縁下に歯石を触知する
3	プローブの黒い部分が歯肉縁に位置する
4	プローブの黒い部分が見えなくなる

**CPIプローブと診査コード**





## 健康診断と事後措置の考え方



### 一般疾病の健康管理区分と事後措置

	区分	事後措置			
		観察	治療	勤務制限	就業制限
健康者	健康	-	-	-	-
	要観察 (健康に準ずる者)	+	-	-	-
要管理者	要治療	+	+	-	-
	要制限	+	+	+	-
	要休養	+	+	+	+

